

■教育行政のポイント

“休業日の分散化”で政令改正

菱村 幸彦

夏休みなど学校の長期休業の一部を別の時期に移し、親も一緒に休暇を取るよう促す「休業日の分散化」(キッズウィーク)の導入に向け、近く学校教育法施行令が改正され、「体験的学習活動等休業日」が制度化される。

キッズウィーク導入を閣議で決定

休業日の分散化を打ち出したのは、教育再生実行会議の第10次提言(平成29年6月1日)である。

同会議は、家族での旅行やスポーツ、自然体験活動などを通じて、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるようにするため、「国、地方公共団体、学校、産業界等は、地域ごとに学校の夏休みなどの長期休業日の一部を学期中の平日に移して設定する学校休業日の分散化の推進……を図るとともに、特に経済関係の行政機関や産業界の団体は、連携・協力して学校休業日に合わせた保護者の有給休暇の取得を強力に促進する」ことを提言した。

これに続いて、6月9日に政府は「経済財政運営と改革の基本方針2017」(骨太の方針)で、「大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、2018年度(平成30年度)から地域ごとに『キッズウィーク』を設定し、学校休業日の分散化、有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保の取組を官民一体として推進する」ことを閣議決定した。

この方針を受けて、文部科学省は、「学校教育法施行令の一部を改正する政令案」をまとめ、9月中旬までに制定する準備を進めている。

改正案は、学校教育法施行令第29条(学期及び休業日)を、次のように改めるとしている。

(1) 大学を除く公立学校の休業日について、「夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日」に加え、

「家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日(体験的学習活動等休業日)」を追加する。

(2) 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における体験的な学習活動等の円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

政府主導の分散化方針は定着するか

改正案は、公立学校に休業日の分散化を講ずる努力義務を課している。文科省は、私立学校にも休業日の分散化について協力を求める方針という。

休業日の分散化は、たとえば、夏休みの最後の5日間を削って秋に移し、前後の土日と合わせて9連休にするなどの方法が考えられる。具体的にどうするかは地域ごとに教育委員会や学校などが検討する。

休業日の分散化の導入は、働き方改革の一環として、新たな休みをつくることによって、休暇や家族がともに過ごす機会を増やし、同時に消費や観光需要を喚起する狙いがある。

厚生労働省によると、企業などの有休取得率は平成27年で48.7%にとどまっている。政府は平成32年までに取得率を70%に引き上げる目標を掲げており、休業日の分散化が有給休暇の取得促進につながることを期待している。

しかし、夏休みなどをずらすことになれば、学校は教育計画の組み替えが必要となる。また、職場の事情は様々であるから、子どもと親が一斉に休暇を取れるかという問題もある。政府主導による休業日の分散化方針が、果たしてうまく定着するかどうか。課題は多いようだ。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●半径3mからの本気の学校改善 《最新刊!》
「先生が忙しすぎる」をあきらめない

【著】妹尾昌俊 A5判・200頁/定価(本体 2,000円)＋税

